

帳簿の記載の改善

登録安全管理審査機関は、電気事業法第79条に基づき、同法施行規則第117条に規定する事項を帳簿に記載することが義務付けられている。

しかし、貴社の帳簿では、記載事項に欠落がある。

よって、同条に規定する記載事項の欠落をなくすこと。